

つちはし事務所通信

10

October

2011



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2011年10月1日

トピックス 地域別の最低賃金が変更されます！

平成23年度の地域別最低賃金は、すべての都道府県において増額され、全国加重平均は7円増でした。
ボーナスや残業代、通勤手当、家族手当を入れない通常の賃金が下記の最低賃金額に達しない場合、
「50万円以下の罰金」と法律で定められています。固定残業代込みの賃金体系を採用している会社など、不安
がございましたら、お問い合わせください。下記金額の適用時期は徳島県は10月15日からとなります。

都道府県名	最低賃金時間額 ()内は平成22年度	都道府県名	最低賃金時間額 ()内は平成22年度
北海道	705円 (691円)	滋賀	709円 (706円)
青森	647円 (645円)	京都	751円 (749円)
岩手	645円 (644円)	大阪	786円 (779円)
宮城	675円 (674円)	兵庫	739円 (734円)
秋田	647円 (645円)	奈良	693円 (691円)
山形	647円 (645円)	和歌山	685円 (684円)
福島	658円 (657円)	鳥取	646円 (642円)
茨城	692円 (690円)	島根	646円 (642円)
栃木	700円 (697円)	岡山	685円 (683円)
群馬	690円 (688円)	広島	710円 (704円)
埼玉	759円 (750円)	山口	684円 (681円)
千葉	748円 (744円)	徳島	647円 (645円)
東京	837円 (821円)	香川	667円 (664円)
神奈川	836円 (818円)	愛媛	647円 (644円)
新潟	683円 (681円)	高知	645円 (642円)
富山	692円 (691円)	福岡	695円 (692円)
石川	687円 (686円)	佐賀	646円 (642円)
福井	684円 (683円)	長崎	646円 (642円)
山梨	690円 (689円)	熊本	647円 (643円)
長野	694円 (693円)	大分	647円 (643円)
岐阜	707円 (706円)	宮崎	646円 (642円)
静岡	728円 (725円)	鹿児島	647円 (642円)
愛知	750円 (745円)	沖縄	645円 (642円)
三重	717円 (714円)		
全国加重平均額			737円 (730円)

最低賃金の計算方法を確認しておきましょう

時給制の場合

「時間給 最低賃金額」ならOK

日給制の場合

{日給 ÷ 1日の所定労働時間} 最低賃金額」ならOK

月給制の場合

{(月給 × 12) ÷ 年間総所定労働時間} 最低賃金額」ならOK



最低賃金が、今年も2円引き上げられました。今後政府の方針では、なるべく早いうちに最低賃金を全国平均で800円に引き上げようとしています。しかし賃金アップは利益を引き下げ、中小企業には死活問題。そこで業務の効率化や業務改善、就業規則の変更など賃金改善を側面からサポートするための助成金が登場しました。事業所内の最も低い時間給を、4年以内に計画的に800円以上に引き上げる中小企業事業主に対して、賃金引き上げのための業務改善費用を支援してくれます。

< 支給の要件 >

賃金引上げ計画の策定（事業所内で最も低い時間給を4年以内に800円以上に引き上げ）

1年当たりの賃金引上げ額は40円以上（就業規則に規定）

業務改善の内容及び就業規則に対する労働者からの意見聴取

賃金に引き上げのために業務改善を行い、費用を支払うこと

引き上げ後の賃金支払実績

支給額： の経費の2分の1（上限100万円）

支給回数： 賃金引上げ計画期間中の支給要件を満たした年度について1回支給

利用の際は事前に計画書の提出が必要です。詳しくはつちはし事務所までお問い合わせください。



～業務改善助成金の対象経費の例～

1 就業規則の作成や改正

事業所内で最も低い賃金の引き上げ等に伴う規定の作成・改正のための社会保険労務士の手数料

2 賃金制度の整備

事業所内で最も低い賃金の引き上げに伴う賃金制度の見直しのための賃金コンサルタント経費

3 労働能率の増進に資する設備・機器の導入

在庫管理、仕入業務の効率改善のためのPOSレジシステムの購入費用

作業効率及び安全性の向上を目指した工場、店舗の改装、機器等の購入費用

4 労働効率の増進に資する研修

新設備導入に必要な労働者の操作研修の費用

あとがき つちはし事務所より

- 最低賃金が、今年は2円上がり時給647円に。徳島では10月15日から適用されます。通勤手当や家族手当、残業手当等を除いた賃金を労働時間で割って時給を割り出して、この金額より低ければ給与改定の必要があります。フルタイムで通勤費等除いて112,000円以下の場合、最低賃金未満の可能性があるので、ご相談ください。強制法規ですので、「本人が納得して働いているから」と言っても、罰金50万円は免除になりませんよ。
- この最低賃金を、民主党の公約では「なるべく早い時期に全国平均1,000円に引き上げる」とされています。今後この公約を実現するべく、最低賃金は毎年上がっていくことは必須。そこで、賃金の引き上げが難しい中小企業向けに、業務の効率化を進めるための「業務改善助成金」ができました。この助成金は平成23年4月1日時点の地域別最低賃金額が700円以下の地域限定。最高100万円もらえますので、気になる方はお問い合わせください。